

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（新旧対照）

（参考）

改正後	経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定 目次 前文から第七章まで (略) 第八章 サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引 第A節から第E節まで (略) 第F節 電子商取引(第八・七十条―第八・八十二条) 第九章から附属書まで (略) 前文から第七章まで (略) 第八章 サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引 第A節から第D節まで (略) 第E節 規制の枠組み 第一款から第四款まで (略) 第五款 金融サービス 第八・五十八条から第八・六十二条まで (略) 第八・六十三条 削除
改正前	経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定 目次 前文から第七章まで (略) 第八章 サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引 第A節から第E節まで (略) 第F節 電子商取引(第八・七十条―第八・八十一条) 第九章から附属書まで (略) 前文から第七章まで (略) 第八章 サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引 第A節から第D節まで (略) 第E節 規制の枠組み 第一款から第四款まで (略) 第五款 金融サービス 第八・五十八条から第八・六十二条まで (略) 第八・六十三条 情報の移転及び処理

(c) (i) (ii) 「対象者」とは、次のものをいう。 対象企業 締約国の企業家 第F節 電子商取引 第八・七十条 (略) 第八・七十一条 定義 この節の規定の適用上、 (a)・(b) (略) 第八・六十四条から第八・六十七条まで (略) 第六款 (略)	1 締約国は、電磁的手段によるデータの移転を含む情報の移転若しくは金融情報の処理又は機器の移転が金融サービス提供者の通常の業務の遂行にとって必要である場合には、当該情報の移転又は金融情報の処理を妨げる措置をとってはならず、また、国際協定に適合する輸入規則に基づく場合を除くほか、当該機器の移転を妨げる措置をとってはならない。 2 1の規定は、個人情報、プライバシー並びに個人の記録及び勘定の秘密を保護する締約国の権利を制限するものではない。ただし、当該権利が第B節から前節まで及びこの款の規定を回避するために行使されないことを条件とする。 第八・六十四条から第八・六十七条まで (略) 第六款 (略) 第F節 電子商取引 第八・七十条 (略) 第八・七十一条 定義 この節の規定の適用上、 (a)・(b) (略)
--	---

(iii) | 締約国のサービス提供者

(d) 「個人情報」とは、特定された又は特定し得る自然人に関するあらゆる情報をいう。

第八・七十二条から第八・八十条まで
(略)

第八・八十一条 情報の電子的手段による国境を越える移転

両締約国は、情報の電子的手段による国境を越える移転が対象者の事業の実施のために行われる場合には、当該移転を確保することを約束する。

2 このため、一方の締約国は、1に規定する情報の電子的手段による国境を越える移転を次のことを行うことによつて禁止し、又は制限する措置を採用し、又は維持してはならない。

(a) 情報の処理に関して、一方の締約国の領域におけるコンピュータ関連設備又はネットワーク構成要素の利用を要求すること（一方の締約国の領域において認証され、又は承認されたコンピュータ関連設備又はネットワーク構成要素の利用を要求することを含む。）。

(b) 情報の保存又は処理に関して、一方の締約国の領域における情報のローカライゼーションを要求すること。

第八・七十二条から第八・八十条まで
第八・八十一条 データの自由な流通
(略)

両締約国は、この協定の効力発生の日から三年以内に、データの自由な流通に関する規定をこの協定に含めることの必要性について再評価する。

	(c)	他方の締約国の領域における情報の保存又は処理を禁止すること。
	(d)	一方の締約国の領域におけるコンピュータ関連設備若しくはネットワーク構成要素の利用又は一方の締約国の領域におけるローカライゼーションの要求を情報の国境を越える移転の条件とすること。
	(e)	一方の締約国の領域への情報の移転を禁止すること。
	(f)	他方の締約国の領域への情報の移転の前に一方の締約国の承認を要求すること。(注)
	注	この(f)の規定は、一方の締約国が次のことを行うことを妨げるものではない。
	(a)	4の規定に基づき、個人情報及びプライバシーの保護を理由として、情報の移転に関する特定の手段の利用又は特定の情報の国境を越える移転を承認の対象とすること。
	(b)	この協定に適合する法令の遵守を確保するため、又はサイバーセキュリティの目的のため、3及び4の規定並びに第一・五条、第八・三条及び第八・六十五条の規定に基づき、人工知能を含む情報通信技術の産品、サービス及び工程について、自国の領域におけるその商業化又は利用の前に認証又は適合性評価を要求すること。

(c) 第八・三条の規定に基づき、知的財産権又は国内法令により生ずる秘密に関する義務であつて、この協定に適合するものによつて保護された情報の再利用者が当該情報の国境を越える移転（第三国の裁判所及び当局によるアクセスの要請に関するものを含む。）を行う場合に当該知的財産権又は当該義務を尊重することを要求すること。	3 この条のいかなる規定も、締約国が公共政策の正当な目的（注）を達成するために1及び2の規定に適合しない措置を採用し、又は維持することを妨げるものではない。ただし、当該措置が、次の要件を満たすことを条件とする。	注 この条の規定の適用上、「公共政策の正当な目的」は、客観的な態様で解釈するものとし、また、デジタル技術の進化する性質を考慮しつつ、公共の安全、公衆の道徳又は人、動物若しくは植物の生命若しくは健康の保護、公の秩序の維持その他これらに類する公共の利益の目的等の目的の達成を可能とするものとする。 (a) 同様の条件の下にある国の間において恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないこと。 (b) 目的の達成に必要な範囲を超えて情報の移転に制限を課するものではないこと。（注）
--	--	--

	注 この3の規定は、この協定における他の例外の解釈及び当該他の例外のこの条への適用並びに当該他の例外のいずれをも援用する締約国の権利に影響を及ぼすものではない。
4	この条のいかなる規定も、締約国が、個人情報及びプライバシーの保護に関する措置（情報の国境を越える移転に関するものを含む。）を採用し、又は維持することを妨げるものではない。ただし、当該締約国の法律が、移転される情報の保護のために一般に適用される条件（注）の下で移転を可能とする手段について定めていることを条件とする。 注 「一般に適用される条件」とは、個人情報及びプライバシーの保護の横断的な性質に即して、客観的な用語で定められた条件であつて不特定の数々の経済活動に従事する者に横断的に適用されるものを用い、したがって、一連の状況及び事案を対象とする。
5	この条の規定は、締約国により又は締約国のために保有され、又は処理される情報の国境を越える移転については、適用しない。
6	一方の締約国は、他方の締約国に対し、2に規定する措置の見直しをいつでも提案することができる。
1	第八・八十二条 個人情報の保護 両締約国は、各締約国の法令に従い個人が自己の個人情報

及びプライバシーの保護についての権利を有すること並びにこの点に関する高い基準がデジタル経済における信用及び貿易の発展に寄与することを認める。一方の締約国は、他方の締約国が自国の定める措置によって個人情報及びプライバシーの適切な保護の水準を決定する権利を有することを認める。

2 各締約国は、その管轄内で生ずる個人情報の保護の違反から国籍、居所等の理由による差別なく個人を保護する措置を採用するよう努める。

3 各締約国は、電子商取引に関連する個人情報の保護について定める法的枠組みを採用し、又は維持する。各締約国は、個人情報及びプライバシーの保護のための自国の法的枠組みの策定において、関係国際機関の原則及び指針を考慮すべきである。両締約国は、また、民間が保有する情報への政府のアクセスに関するプライバシー及び情報の保護の高い基準（例えば、民間部門の主体が保有する個人情報への政府のアクセスに関する経済協力開発機構の原則に規定する基準）がデジタル経済における信用に寄与することを認める。

4 各締約国は、電子商取引の利用者に提供する個人情報及びプライバシーの保護に関する情報を公表する。当該情報に

は、次のものを含める。 (a) 個人がデジタル貿易から生ずる個人情報又はプライバシーの保護の違反に対する救済を得ることができる方法 (b) 個人情報及びプライバシーの保護のための関係する法的な要件の企業による遵守に関する指針その他の情報 (以下略)	(以下略)
--	--------------